

「都市計画法第 3 4 条第 7 号」の運用基準

(平成 12 年 1 1 月 1 日 施 行)

(平成 15 年 6 月 1 日 一部改正)

(平成 19 年 1 1 月 3 0 日 一部改正)

「都市計画法第 3 4 条第 7 号」に規定する市街化調整区域内において現に工業の用に供されている工場施設(以下「既存工場」という。)における事業と密接な関連を有する事業の用に供する建築物等で、これらの事業活動の効率化を図るため、市街化調整区域内において建築等を行うことが必要なものとは、次の各項に該当するものをいう。

- 1 . 既存工場に対して自己の生産物の 5 割以上を原料又は部品として納入しており、かつ、それが既存工場の生産物の原料又は部品の 5 割以上を占めていること。又は、既存工場に対して自己の生産物の原料又は部品の 5 割以上を依存しており、かつ、それが既存工場の生産物の 5 割以上を占めていること。
- 2 . 上記 1 の関連が過去 3 年以上継続しており、かつ、今後も継続される計画であること。
- 3 . 事業相互の輸送等における効率化が図られる計画であること。
- 4 . 立地については、次の各要件に適合すること。
 - (1) 申請建築物等の敷地面積及び延べ面積は、既存工場を上回るものでないこと。
 - (2) 申請建築物等は、既存工場から 1 . 5 k m 以内に立地すること。
 - (3) 申請地は、幅員 6 m 以上の道路に敷地外周の 1 / 7 以上が接していること。
 - (4) 敷地内に緩衝緑地として敷地面積の 1 0 % 以上の緑化がなされていること。
- 5 . 申請建築物等の市街化調整区域内への立地に関し、既存工場が要望していること。
- 6 . 農地転用の許可等関係法令に適合するものであること。また、特定保留フレーム内の開発行為等にあたっては、その整備手法及び目的に合致すること。